

義務教育費国庫負担制度堅持、負担率2分の1への復元など 教育予算拡充と豊かな学びを求める要望意見書

教職員給与の一部を国が負担する義務教育費国庫負担制度は、国の負担率が2006（平成18）年に2分の1から3分の1に変更されましたが、地方公共団体の財政状況に左右されずに義務教育水準を安定化するためには、少人数学級の実現と教職員の超過勤務、多忙化解消は不可欠であり、早期に実現していく必要があります。

さらに、近年における学習指導要領の改訂に伴う教育内容の増加により、子供たちの負担が大きくなるカリキュラム・オーバーロードが指摘されており、子供たちが理解不足のまま学習を進めざるを得ない状況が生じ、不登校の一因となっている可能性があります。

よって、国及び関係機関におかれましては、子供たちが、住む地域や環境に関係なく平等にきめ細やかな教育を受けることができ、学校が豊かな学びの場になるよう、下記の事項を実施するよう求めます。

記

- 1 義務教育費国庫負担制度を堅持し、義務教育費国庫負担金の負担率を2分の1に復元すること。
- 2 教材費などの保護者負担を軽減させるとともに、図書費など公的支出に係る予算の確保、拡充を図ること。
- 3 就学援助制度、奨学金制度のさらなる拡大など、就学保障の充実を図ること。
- 4 少人数学級の早期実現に向けて、学級編制標準を順次改定するとともに、教職員定数改善や加配教員増員のための予算を措置すること。
- 5 学習指導要領の内容と標準授業時数を見直し、カリキュラム・オーバーロードを早期に改善することで、子供たちや教員の負担を軽減し、学校を豊かな学びの場とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

苫 小 牧 市 議 会

【提出先】 内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、内閣府特命担当大臣（地方創生）、衆議院議長、参議院議長